

大阪高压ガス容器管理センターのご案内



大阪高压ガス熔材協同組合

高圧ガスの容器管理事業の始まり

高圧ガスの容器管理事業は、昭和40年9月、近畿酸素協会、近畿溶解アセチレン工業会(現：一般社団法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部)及び当組合をはじめとする近畿2府4県の高圧ガス組合の構成により、近畿高圧ガス連合会が設立され近畿2府4県32カ所で容器回収処理が開始されたのが事業の始まりです。



大阪高圧ガス容器管理センターの概要について

当センターは、大阪府をはじめとする近畿一円の所有者不明・紛交放置容器の集積場所として大阪高圧ガス熔材協同組合が現所在地の用地を取得、昭和51年6月16日に施設が完成、堺容器管理事業所として容器の受入事業を始めました。

途中、平成13年3月16日に施設のリニューアルを行ない、現在の大阪高圧ガス容器管理センターとなりました。



大阪高圧ガス容器管理センターの容器処理実績について

当センターの事業開始の昭和51年度は、年間7,300本の容器の受入・返還を行ないました。

ピーク時に取り扱った高圧ガス容器は年間12,550本ののぼり、現在も年間2,000本程度の容器を取り扱っています。



大阪高圧ガス容器管理センターの運営規定について

当センターには、高圧ガス容器を安全に取扱・処理するために皆様に守っていただきたい以下の決まりごと(運営規定)があります。

- ・センターの業務時間、容器の持込・引取方法について
- ・取扱可能な容器の種類について
- ・取扱不可能な容器の種類について



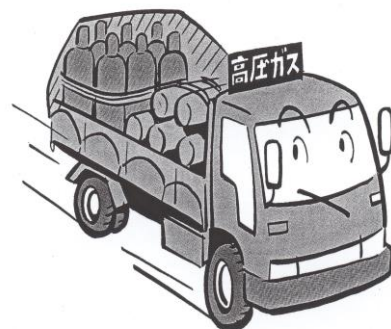
持込容器の種類

1. 酸素、アセチレン、水素、窒素、炭酸、アルゴン、ヘリウム、フロン等の容器 (8種類)
2. 毒性ガス、内容物不明ガス、LPガスの容器、消火器などは一切持込できません。

大阪高圧ガス容器管理センター
0722-44-8674

センターの業務時間、容器の持込・引取方法について

当センターは、平日の午前 10 時より午後 4 時までの時間帯で業務を行なっております。当センターに容器の持込・引取でお越しの皆様は、下記連絡先にあらかじめお電話の上、お越し下さい。
(連絡先：06-6535-3301 大阪高压ガス熔材協同組合事務局)



取扱可能な容器の種類について

当センターで取扱うことができる高压ガス容器の種類と大きさは以下の通りです。

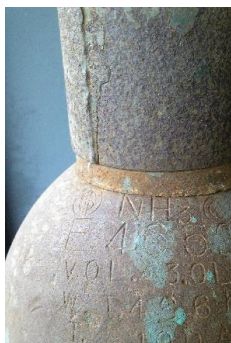
- ・一般的に流通しているもので、路上等に放置されているもの及び紛交している容器で保安管理上支障のあるもの
- ・取扱可能なガスの種類
酸素ガス、アセチレンガス、窒素ガス、炭酸ガス、アルゴンガス、ヘリウムガス、水素ガス、フロンガスの各高压ガス容器
- ・取扱可能な容器の大きさ
各ガス容器とも基本的には容器の内容積が 47 リットル以下の容器



取扱不可能な容器の種類について

当センターで取扱うことができない容器は、

- ・取扱可能な上記 8 品目以外の容器
- ・毒性ガス容器
- ・内容物が不明の容器(高压ガスの種類がなにかわからない)
- ・外国製の容器・高压ガス容器ではない容器(例えば、消火器、圧力容器等)



(毒性ガス容器)



(内容物不明容器)



(消火器)



(高压ガス容器でない容器)

容器の取扱いにかかる費用の負担について(お願い)

当センターの維持運営管理は、大阪高压ガス熔材協同組合の会員からの賦課金(会費)と近畿高压ガス容器管理委員会からの助成金で成り立っております。

高压ガス容器の回収、返還並びに廃却処理費用の負担につきましては、容器の返還、くづ化にかかわらず、原則として当該容器の利害関係者等に次頁一覧表の金額をご負担いただきます。

- ・ 容器の所有者が判明した場合は、容器所有者が負担。
- ・ 容器所有者が不明(廃業等所在不明も含む)の場合は、容器使用者(占有者)もしくは容器処理依頼者。
- ・ 公共用地、空地等で発見された場合で容器所有者・使用者不明の場合は、当該土地の所有者等。

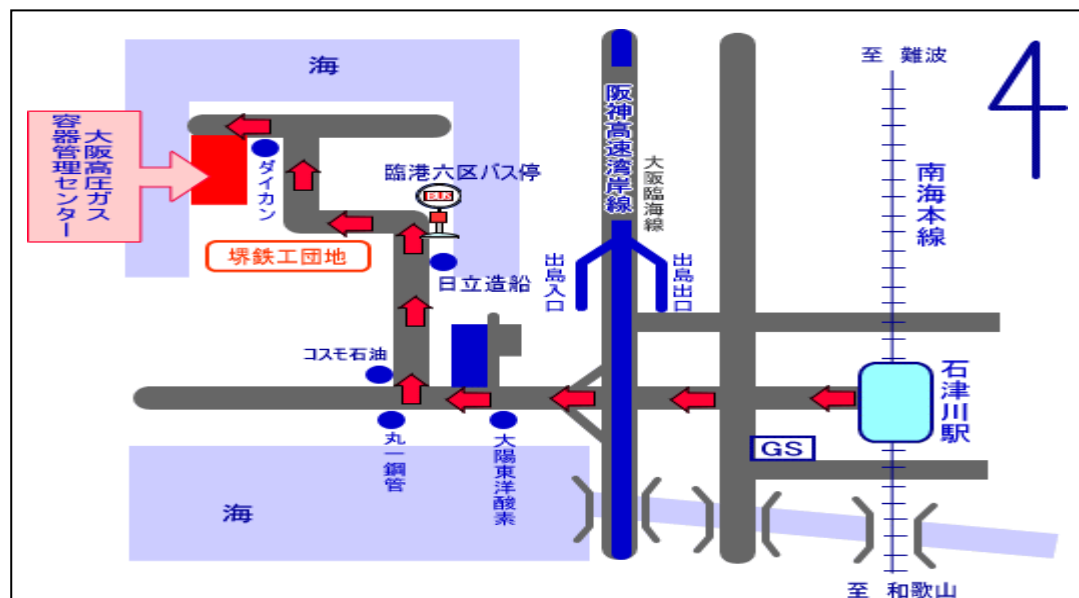
大阪高压ガス容器管理センター所在地図

大阪高压ガス容器管理センター

(組合員以外の方々の構内への立入は固くお断りいたします)

〒592 - 8331 堺市西区築港新町 3 丁 51 番地

TEL (06) 6535-3301 FAX (06) 6535-3303



お車でお越しの場合

大阪臨海線石津西町交差点を西入る。

4 つ目の信号のある交差点を北入る(右折)

広い道に沿って約 2km 走行すると海に突き当たります。(三叉路を左折)

道路の突き当たり左側に入り口有り(石津西町交差点より約 4km です。)

公共交通機関でお越しの場合

南海本線石津駅下車

南海バス臨港六区行きに乗車の上、臨港六区下車。(所要時間約 15 分)

バス停より徒歩約 15 分

大阪高圧ガス容器管理センター手数料一覧

容器回収金並びに返還手数料

	大阪高圧ガス溶材協同組合 組 合 員			他 府 県 組 合 員		
	小容器	シームレス	アセチレン	小容器	シームレス	アセチレン
回収謝礼金	———	500	500	———	———	———
返還手数料	2,000	3,000	3,000	2,500	4,000	(近畿内)4,000 (近畿外)5,000

容器くず化処理手数料

	大阪高圧ガス溶材協同組合 組 合 員			他 府 県 組 合 員		
	小容器	シームレス	アセチレン	小容器	シームレス	アセチレン
くず化処分 手数料	内容積 15 リットル 未満 4,000	内容積 15 リットル以上 5,000	5,000	内容積 15 リットル 未満 4,000	内容積 15 リットル以上 5,000	5,000
くず化処分 手数料		内容積 47 リットル 超 9,000			内容積 47 リットル 超 9,000	
複合容器 くず化処分 手数料	内容積 15 リットル 未満 8,000			内容積 15 リットル 未満 8,000		
上記以外の業者が、くず化処分のため 直接容器を搬入した場合				内容積 15 リットル 未満 5,000 複合容器は 10,000	内容積 15 リットル以上 9,000	9,000

平成14年7月1日(月)より実施

- ・複合容器とは：ライナー(薄肉の金属製又はプラスチック製容器の本体)に周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器
- ・表示の手数料は全て消費税を別途申し受けます。